

三郷市景観計画の届出等 について（詳細版）

【景観への配慮方針】

歩行者視点（主に道路からの視点）で配慮をお願いします。良い景観とは、見たいものが見える状態をいいます。即ち、良い景観づくりとは、見たいものを魅せ、見たくないものを見えにくくするように配慮をすることです。

【本書の概要】

- ・「本書」は、【本書の使い方】に沿って三郷市景観計画の届出等が行えるように三郷市景観計画の概略をまとめたものです。
- ・「本書」は、「三郷市景観計画運用指針」の一部を抜粋して作成しています。
- ・「本書」の印刷を行う場合は、1，2 ページをカラーで印刷してください。

【本書の使い方】

☆STEP 1

計画している工事の届出が必要かどうかを【ホームページでの確認手順】に沿って確認してください。届出が必要になった工事はSTEP 2に進んでください。

☆STEP 2

次の「①～⑤」の資料を【ホームページでの確認手順】に沿ってダウンロードしてください。

- ① 三郷市景観計画の届出等について(詳細版)（本書）
- ② 三郷市景観計画運用指針
- ③ 三郷市景観計画事前協議書
- ④ 三郷市景観計画法定届出書
- ⑤ 三郷市景観計画完了届出書

☆STEP 3

①に掲載されている”記載例”と②を参考に③～⑤を作成して都市計画課へ提出してください。

【ホームページでの確認手順】

1. 三郷市公式サイトを開く
2. 「環境・まちづくり」をクリック
3. 開いたページで「景観」をクリック
4. 開いたページで「三郷市景観計画の基準と届出方法等」をクリック
5. 開いたページで届出が必要かどうかの確認や資料のダウンロードを行ってください。



作成日：2018/04/01

改定日：2025/04/01

〒341-8501 埼玉県三郷市花和田648-1

電話：048-930-7740（直通）

FAX：048-953-8981

目次

景観計画の区域

三郷市景観計画 区域図.....	1
------------------	---

届出の対象

三郷市景観計画 届出対象行為.....	3
---------------------	---

手続きの流れ

三郷市景観計画 手続きの流れ（概略版）	4
三郷市景観計画 手続きの流れ（詳細版）	6

事前協議

三郷市景観計画 事前協議書 記載例（一戸建ての住宅）	11
三郷市景観計画 事前協議書 記載例（一戸建ての住宅以外）	12
三郷市景観計画 事前協議書に添付する図面等	16
色彩の算定手順.....	17
図面作成要領.....	19
写真撮影の留意点（事前協議書に添付する場合）	20

法定届出

三郷市景観計画 法定届出書 記載例（一戸建ての住宅以外）	22
三郷市景観計画 法定届出書に添付する図面等	26

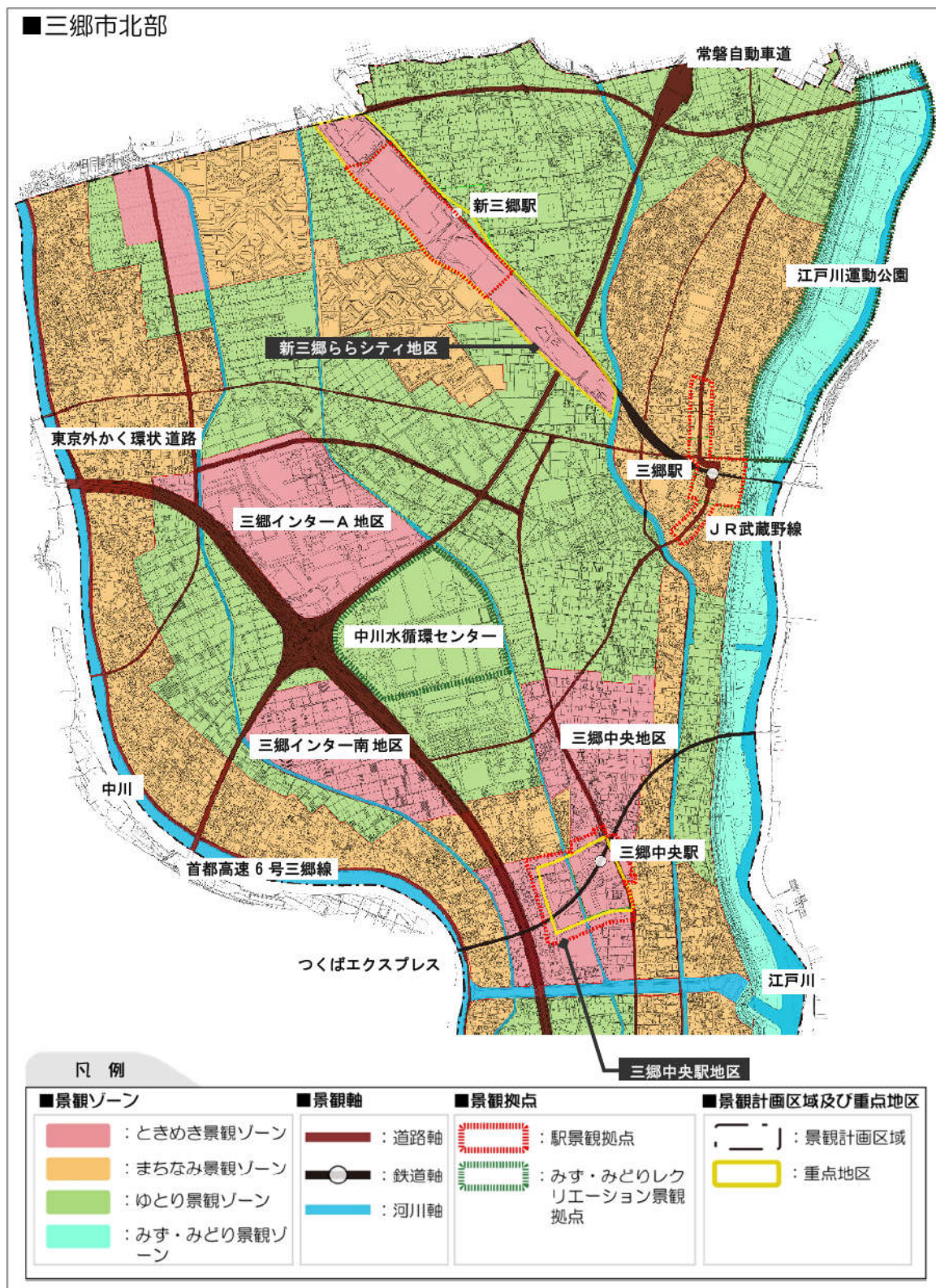
完了届出

三郷市景観計画 完了届出書 記載例及び添付書類	27
-------------------------------	----

三郷市景観計画 区域図

(1) 各景観ゾーン・景観軸・景観拠点と重点地区図

三郷市における各景観ゾーン・景観軸・景観拠点と景観計画区域及び重点地区の設定を以下に示します。



■三郷市南部



1:10,000 (100m=1cm)

凡 例

■景観ゾーン

- ：ときめき景観ゾーン
- ：まちなみ景観ゾーン
- ：ゆとり景観ゾーン
- ：みず・みどり景観ゾーン

■景観軸

- ：道路軸
- ：鉄道軸
- ：河川軸

■景観拠点

- ：駅景観拠点
- ：みず・みどりレクリエーション景観拠点

■景観計画区域及び重点地区

- ：景観計画区域
- ：重点地区

三郷市景観計画 届出対象行為

下記の表に示すいずれかの条件に該当する場合に届出が必要になります。

行為		届出の対象規模	
		景観計画区域（重点地区以外）	重点地区
1) 建築物*1	新築、増築、改築 又は移転	イ) 延べ面積が 500㎡以上のもの ロ) 高さが 10m以上のもの ハ) イ又はロ以外で開発事業*6の敷地内のもの	イ) 延べ面積が 250㎡以上のもの ロ) 高さが 5m以上のもの ハ) イ又はロ以外で開発事業の敷地内のもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	二) イ又はロに該当するもののうち、各立面の外観の変更面積が壁においては 1/3 以上かつ 45㎡以上、屋根においては 1/3 以上かつ 10㎡以上のもの ホ) ハによる届出で景観計画の適合を受けたもののうち、各立面の外観の変更面積が壁においては 1/3 以上若しくは 45㎡以上、屋根においては 1/3 以上若しくは 10㎡以上のもの	二) イ又はロに該当するもののうち、各立面の外観の変更面積が壁においては 1/4 以上かつ 20㎡以上、屋根においては 1/4 以上かつ 5㎡以上のもの ホ) ハによる届出で景観計画の適合を受けたもののうち、各立面の外観の変更面積が壁においては 1/4 以上若しくは 20㎡以上、屋根においては 1/4 以上若しくは 5㎡以上のもの
2) 工作物*2の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	イ) 擁壁の高さが 2m以上かつ長さが 20m以上のもの ロ) 高さが 10m以上のもの ハ) 築造面積*7が 500㎡以上のもの 二) 各立面の外観の変更面積が 1/3 以上かつ 45㎡以上のもの	イ) 擁壁の高さが 2m以上かつ長さが 10m以上のもの ロ) 高さが 5m以上のもの ハ) 築造面積が 250㎡以上のもの 二) 各立面の外観の変更面積が 1/4 以上かつ 20㎡以上のもの	
3) 開発行為*3	イ) 面積が 500㎡以上のもの	イ) 面積が 500㎡以上のもの	
4) 土地の形質の変更*4	イ) 面積が 500㎡以上のもの	イ) 面積が 250㎡以上のもの	
5) 木竹の植栽又は伐採 ^{ばっさい}	イ) 面積が 500㎡以上のもの	イ) 面積が 250㎡以上のもの	
6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積*5 ^{たいせき}	イ) その用に供される土地の面積が 500㎡以上、又は高さが 1.5m以上のもの	イ) その用に供される土地の面積が 500㎡以上、又は高さが 1.5m以上のもの	
7) その他	イ) 上記のほか、法令等により届出が必要なもので、延べ面積 10㎡以下の増築、改築及び移転以外のもの →長期優良住宅の認定に係る建築物		

* 1 建築物（建築基準法第2条第1項）
→土地に定着する工作物のうち、①：屋根があって柱若しくは壁のあるもの、②：①に付属する門・塀、③：観覧のための工作物、④：高架の工作物内に設ける事務所・店舗・興行場・倉庫など、⑤：①から④の建築設備、をいう。

* 2 工作物（建築基準法第88条第1項、第2項その他の工作物）
→煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物
→昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物
→製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物
→その他の工作物：載置式の一層二段等の自走式自動車車庫、駐車機及びこれに付設する入出路等をいう。

* 3 開発行為（都市計画法第4条第12項）
→主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

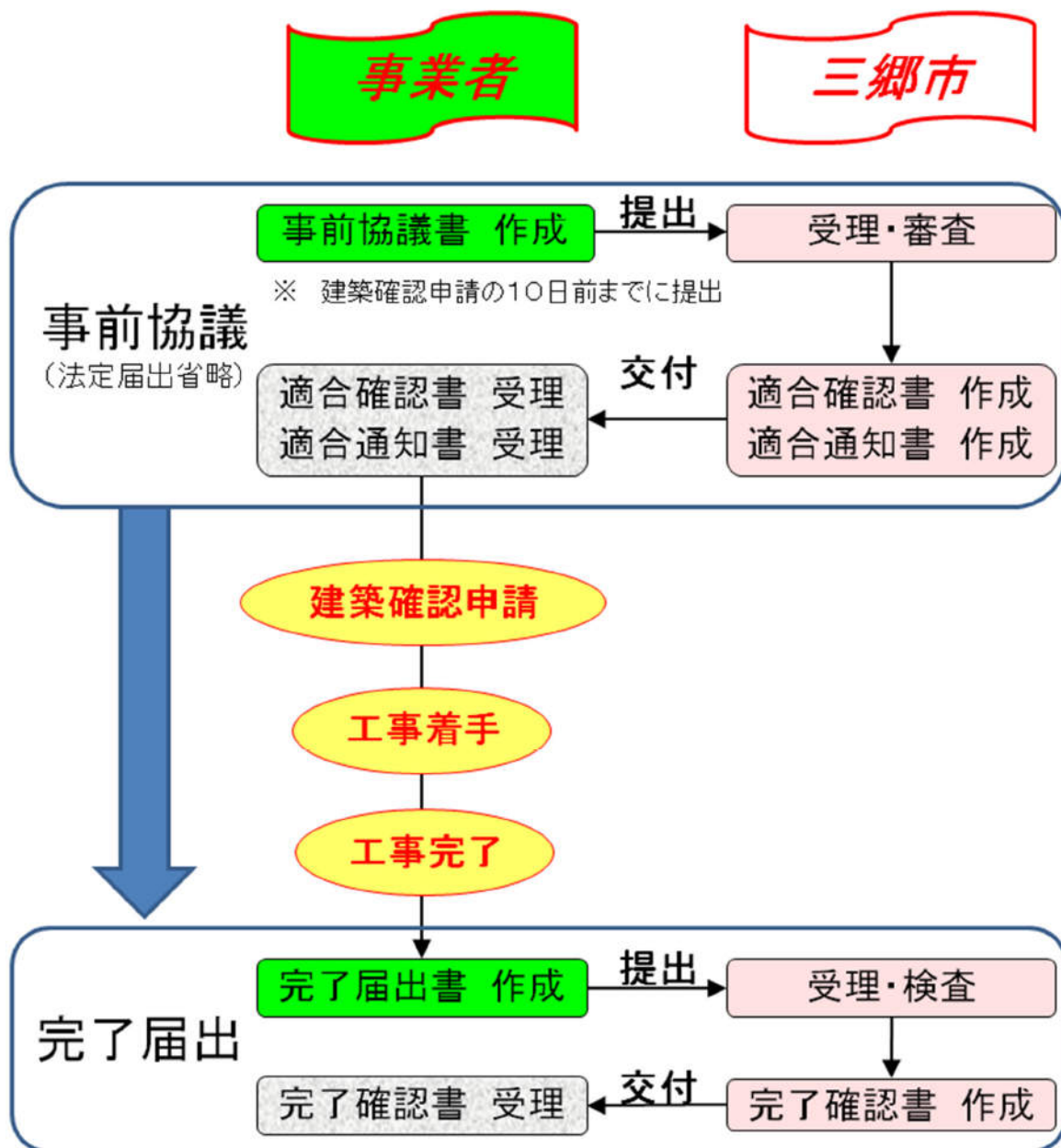
* 4 土地の形質の変更
→自動車の駐車及び通行の用に供する土地等で行う土地の形状及び性質の変更をいう。

* 5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
→土石：三郷市土砂のたい積の規制に関する条例第2条に規定する土砂をいう。
→廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
→再生資源：資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいう。
→その他の物件：資材等をいう。

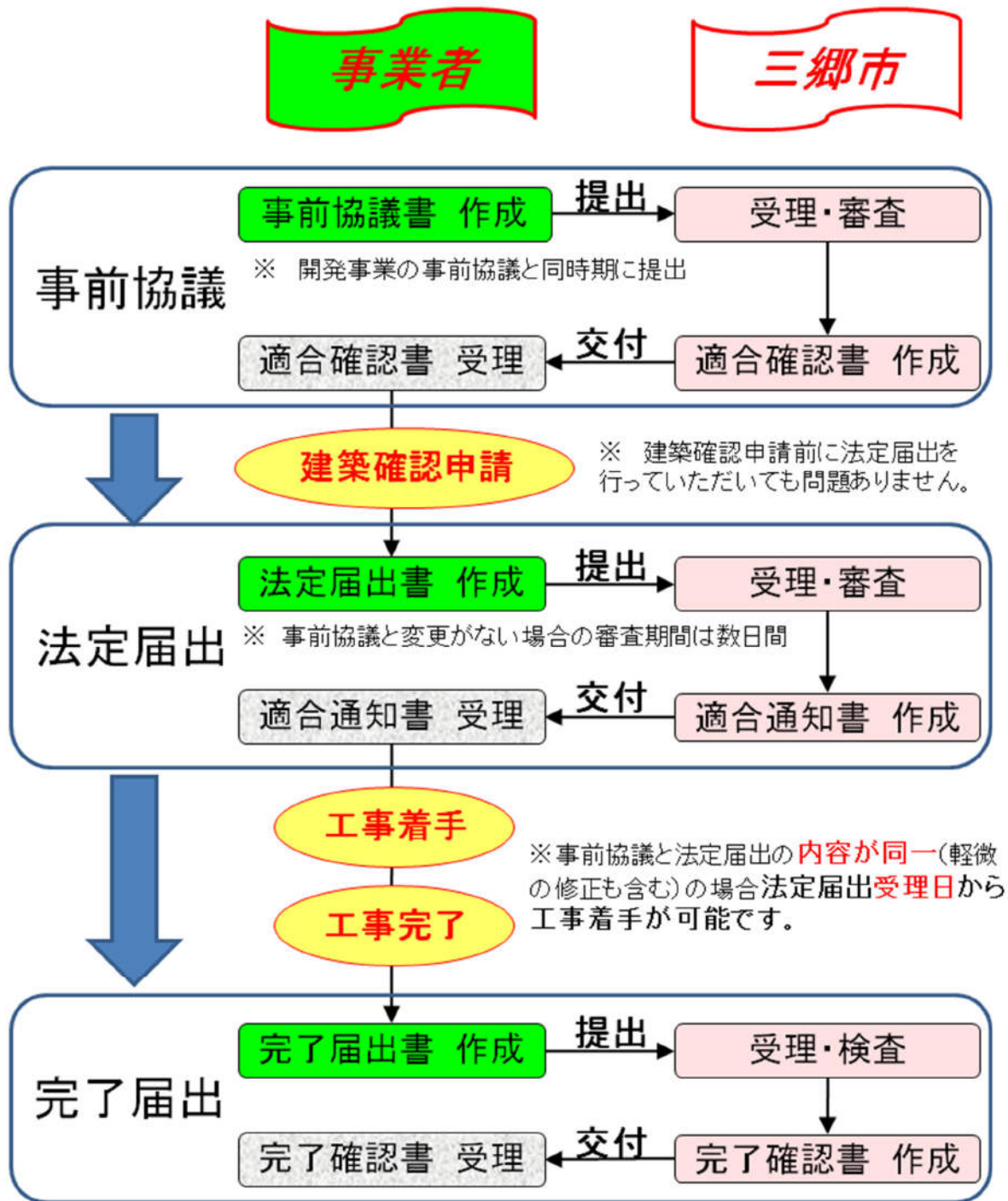
* 6 開発事業
→三郷市開発事業等の手続等に関する条例第2条に規定する開発事業をいう。

* 7 築造面積
→工作物の水平投影面積（自動車の駐車及び通行の用に供する部分があるときは、その用に供する面積を含む。）をいう。

三郷市景観計画 手続きの流れ
(概略版：一戸建ての住宅の場合)

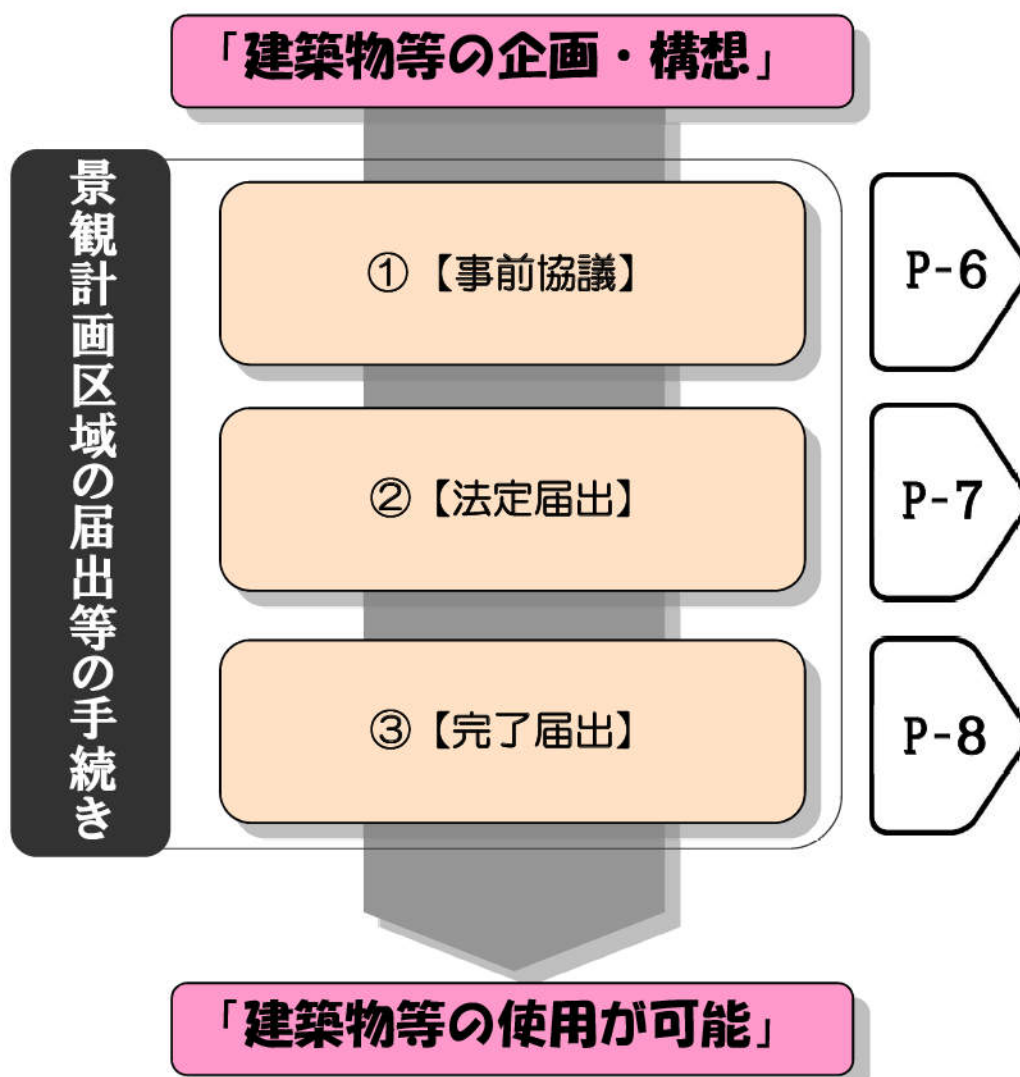


三郷市景観計画 手続きの流れ (概略版：一戸建ての住宅以外の場合)

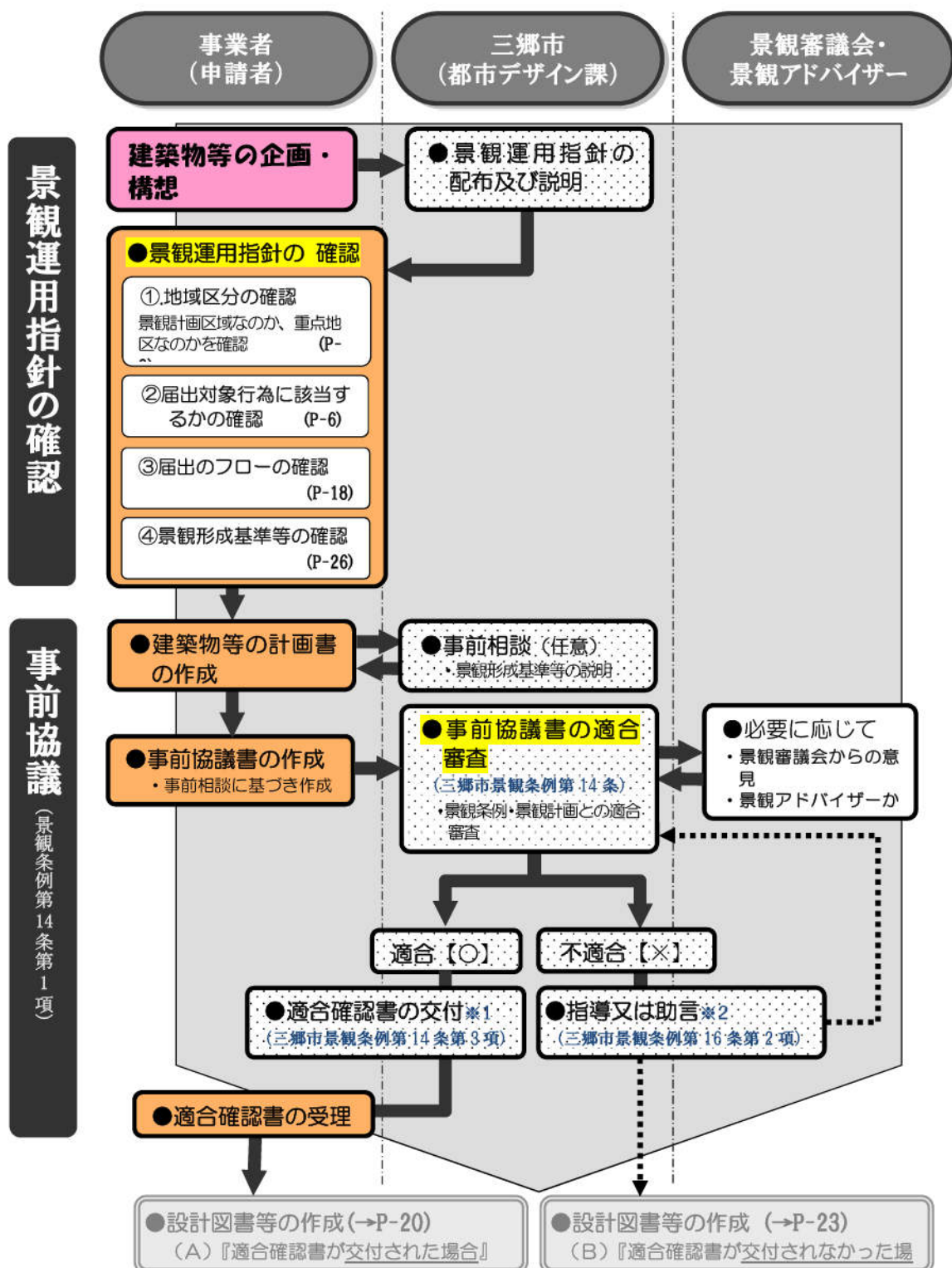


三郷市景観計画 手続きの流れ（詳細版）

三郷では、以下の手順に沿って景観の届出等の手続きを行って頂きます。



① 【事前協議】



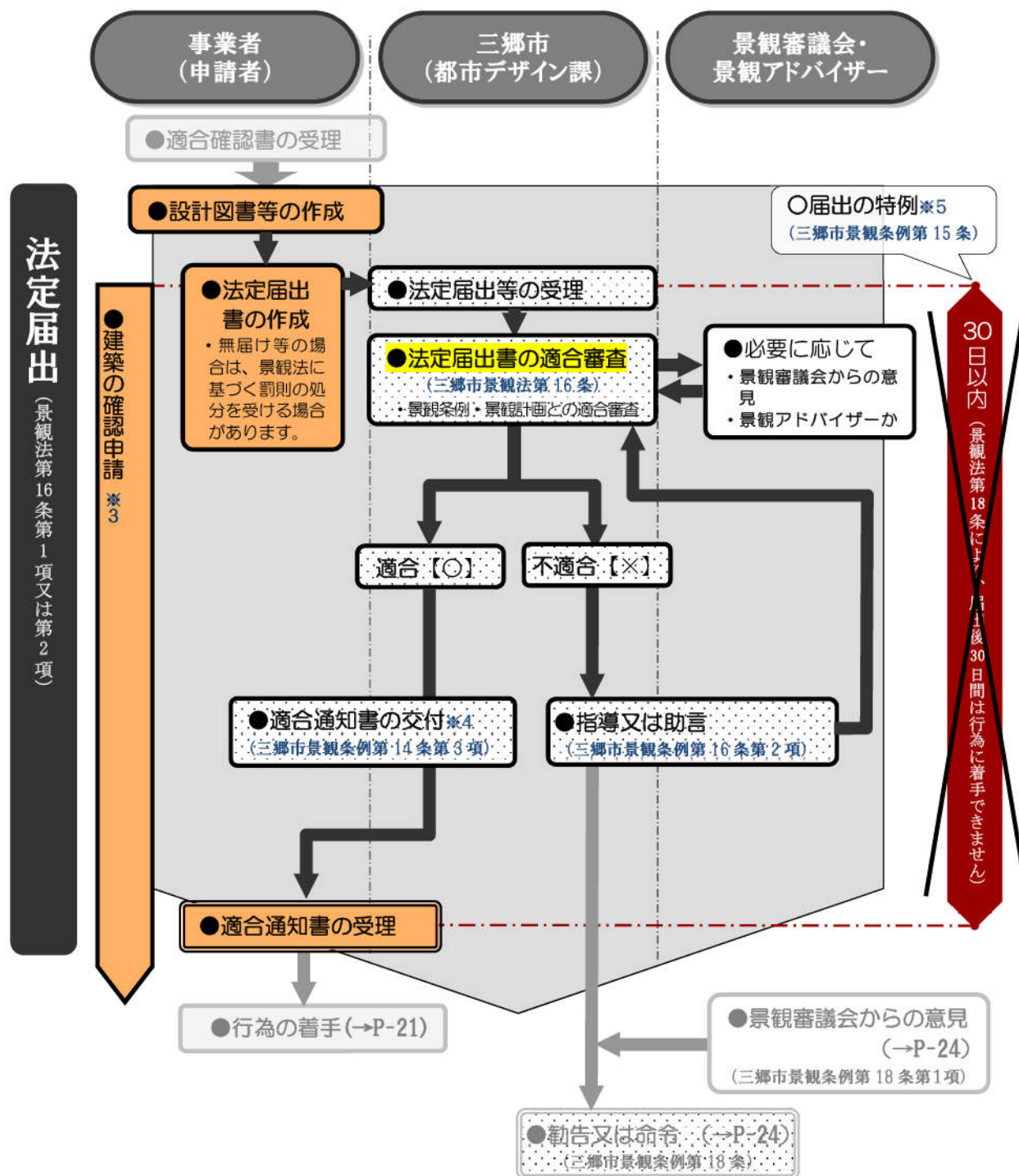
※1【適合確認書の交付】(三郷市景観条例第14条第3項の説明書き)

○市長は、事前協議書の内容が景観条例・景観計画に適合する場合は、事業者(申請者)に対して適合確認書を交付します。

※2【指導又は助言】(三郷市景観条例第16条第2項の説明書き)

○市長は、事前協議書の内容が景観条例・景観計画に適合しない場合は、事業者(申請者)に対して指導又は助言をすることができます。

② 【法定届出】



※3【建築確認の申請】(三郷市景観条例第17条第2項の説明書き)

○事業者(申請者)は、同頁の適合通知書の交付を受けるまで建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認の申請が行えません。ただし、事前協議(P-20)において、適合確認書が交付されている場合は適合通知書の交付を受けなくても建築の確認申請ができます。

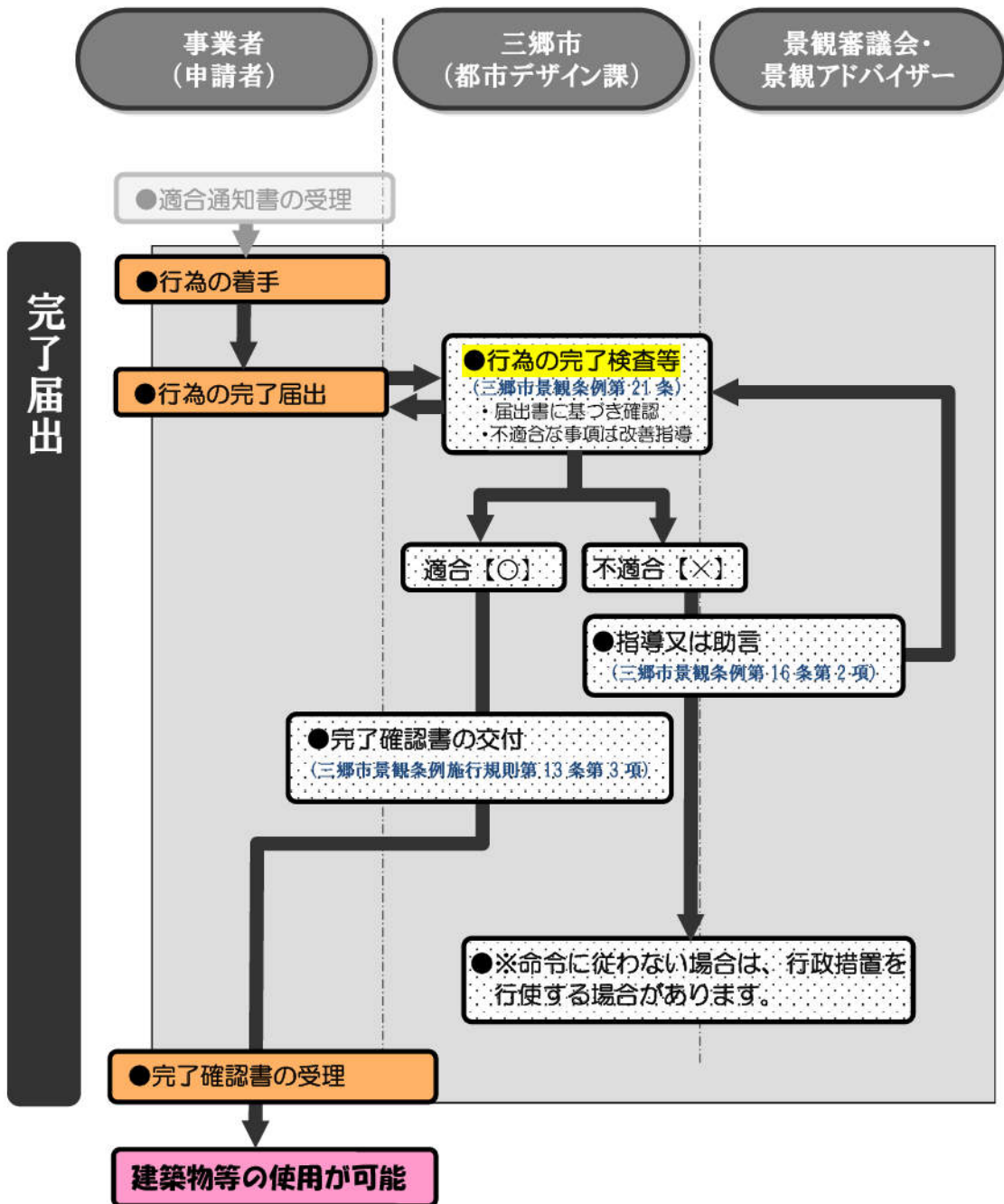
※4【適合通知書の交付】(三郷市景観条例第17条第1項の説明書き)

○市長は、法定届出の内容が景観条例・景観計画に適合する場合は、事業者(申請者)に対して適合通知書を交付します。

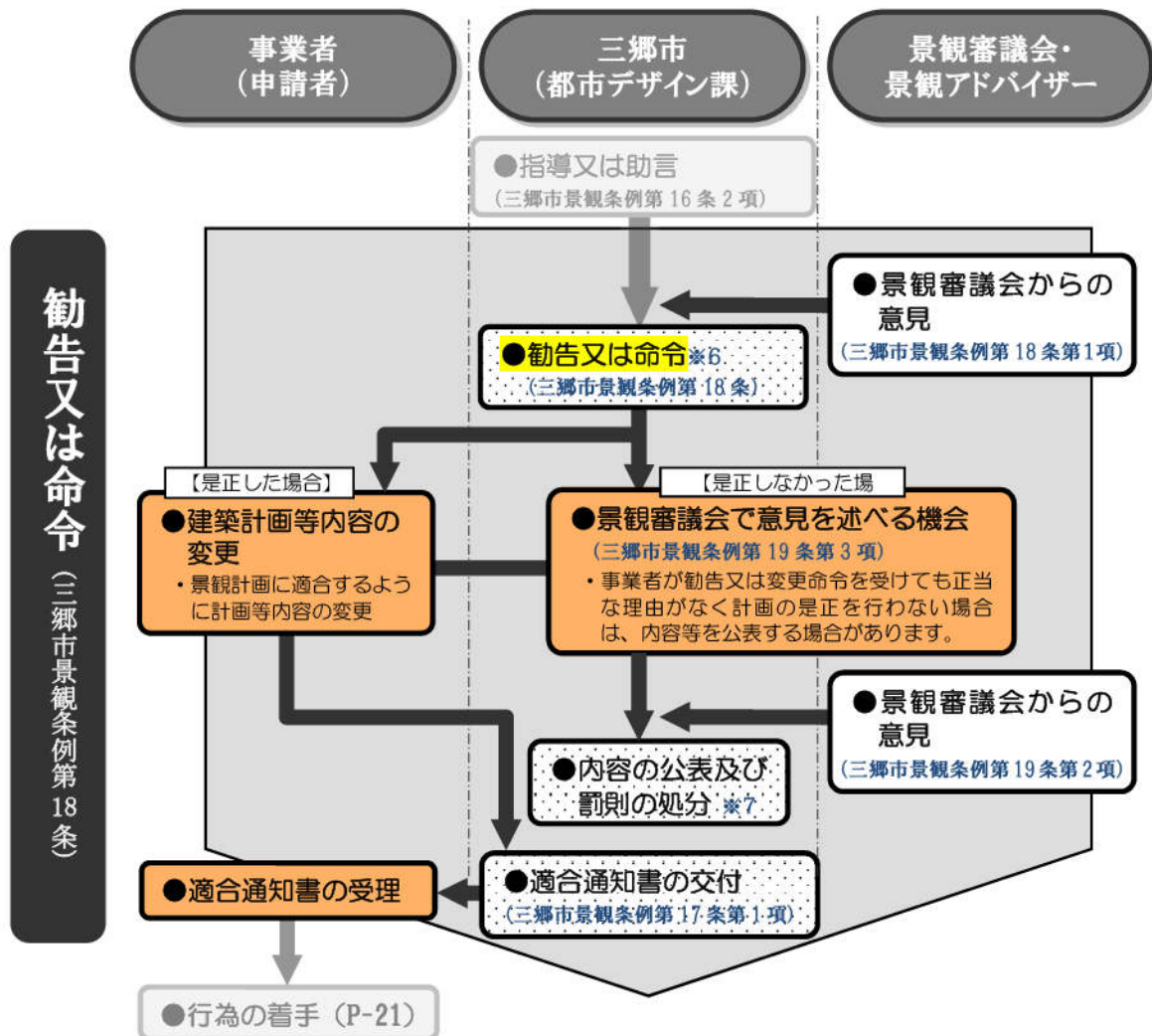
※5【届出の特例】(三郷市景観条例第15条の説明書き)

○事業者(申請者)は、事前協議で適合した行為について法第18条第1項の規定により行為着手の日数を短縮できます。

③ 【完了届出】



④ 【勧告及び変更命令】



※6【勧告及び命令の適用除外】(三郷市景観条例第20条の説明書き)

○埼玉県景観条例(平成元年条例第42号)第10条第1項の規定により大規模行為景観形成基準に適合している旨の通知を交付した建築物及び工作物は、景観審議会の審議を経て市長が次の各号のいずれにも該当すると認めるものに限り、法第16条第3項若しくは法第17条第1項又は第5項の規定を適用しません。

- ・建築物又は工作物の外観を変更することとなる色彩の変更で、変更前と同等の色彩を従前の位置で使用する行為
- ・正当な理由により行う行為

※7【勧告及び命令】(三郷市景観条例第18条の説明書き)

「内容の公表」

○勧告又は命令を受けた者の氏名及び住所、勧告又は命令の対象となった行為及び位置、勧告又は命令に従わなかった事実の公表をします。

「罰則の処分」

- 【景観法第100条】是正命令に従わなかった場合→1年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 【景観法第101条】届出をしなかった場合又は、虚偽の届出をした場合→30万円以下の罰金
- 【景観法第102条】変更命令に従わなかった場合→50万円以下の罰金

三郷市景観計画 事前協議書 記載例（一戸建ての住宅）

様式第2号の2（第8条関係）

（一面）

三郷市景観計画事前協議書（一戸建ての住宅用）

令和 7 年 4 月 1 日

三郷市長 あて

協議者 住 所 三郷市東町 2 0 1 1
氏 名 東 ちよ
連 絡 先 0 4 8 (9 3 0) 7 7 4 0

三郷市景観条例第 1 4 条第 1 項の規定により、下記の行為について協議します。

行 為 の 場 所	区域の別	☒ 景観計画区域 ☒ ときめき景観ゾーン ☐ まちなみ景観ゾーン ☐ ゆとり景観ゾーン ☐ 駅景観拠点 ☐ みず・みどり景観ゾーン ☐ ☐ 重点地区 ☐ 新三郷ららシティ地区 ☐ 三郷中央駅地区			
	地名地番	三郷市中央〇丁目〇番〇			
行 為 の 種 類	☐ 三郷市開発事業等の手続に関する条例に規定する開発事業の敷地内				
	区分	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更			
	用途	高さ	構造及び階数		
	一戸建ての住宅	6.800m	木造 2 階		
	敷地面積	建築面積	延べ床面積		
	120.00 m ²	60.00 m ²	120.00 m ²		
☒ 建築物					
☒ その他	☒ 長期優良住宅 ☐				
彩色が施されている部分の色彩 (マンセル値)		色相	明度	彩度	
		屋根	N	3.0	—
		壁等（外壁、 破風、ドア 等）	7.5YR 5YR 10R	9.0 7.0 3.0	2.0 6.0 6.0
色彩の配慮事項説明 (周辺との調和など)		周辺住宅と調和するよう落ち着いた色彩とする。			
行為の期間	着手予定日	令和 7 年 6 月 1 日	完了予定日	令和 7 年 1 0 月 3 1 日	

備考

- 該当する□内に、レ印を付すこと。
- 彩色が施されている部分については各立面で使用されているすべての基調色についての記載をすること。

【担当者連絡先】

氏名	塙建築株式会社 担当者：塙 宅郎
電話	0 4 8 (9 3 0) 7 7 4 0 0 9 0 - × × × × - × × × ×
FAX	0 4 8 (9 5 3) 8 9 8 1
E-mail	hanawa_takurou@hanawakenchiku.co.jp

三郷市景観計画 事前協議書 記載例(一戸建ての住宅以外)

様式第2号(第8条関係)

(一面)

三郷市景観計画事前協議書

令和 7年 4月 1日

三郷市長 あて

協議者 住 所 埼玉県三郷市東町2011
氏 名 東 ちよ
連絡先 048(930)7740

三郷市景観条例第14条第1項の規定により、下記の行為について協議します。

行 為 の 場 所	区域の別	☒ 景観計画区域 ☒ ときめき景観ゾーン ☐ まちなみ景観ゾーン ☐ ゆとり景観ゾーン ☐ 駅景観拠点 ☐ みず・みどり景観ゾーン ☐ ☐ 重点地区 ☐ 新三郷らしシティ地区 ☐ 三郷中央駅地区			
	地名地番	三郷市中央〇丁目〇番〇			
行 為 の 種 類	☒ 建 築 物	☒ 三郷市開発事業等の手続に関する条例に規定する開発事業の敷地内			
		区分	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更		
		用途	高さ	構造及び階数	
		敷地面積	建築面積	延べ床面積	
	☐ 工 作 物	区分	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更		
		用途	高さ	築造面積	
		☒ 開発行為 ☐ 土地の形質の変更 ☐ 木竹の植栽又は伐採 ☐ 物件の堆積	行為の目的		敷地面積
			建築物の新築		620㎡
☐ その他	塀、柵その他の遮へい物の構造		遮へい物高さ		
	長期優良住宅 ☐		m		

【担当者連絡先】

氏名	塙建築株式会社 担当者：塙 宅郎
電話	048(953)1111 090-xxxx-xxxx
FAX	048(953)8981
E-mail	hanawa_takurou@hanawakenchiku.co.jp

※審査中、内容によっては書面での協議を行う場合があります。

(二面)

行 為 の 種 類	建 築 物 ・ 工 作 物 ・ 物 件 の 堆 積	第 一 立 面	区		分				割 合 単 位 (%)							
			彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)		色相	明度	彩度								
					屋根	N	3.0	—	100							
					壁等(外壁、破風、ドア等)	7.5YR 5R 10R	9.0 7.0 3.0	2.0 6.0 6.0	85							
			付帯広告物		☐ 有 ☒ 無											
		彩色が施されていない部分	素 材 名	屋根												
				壁等	コンクリート基礎				10							
				区		分				割 合 単 位 (%)						
		彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)		色相	明度	彩度									
				屋根												
	壁等(外壁、破風、ドア等)															
	第 二 立 面	三郷市景観計画では、色彩の数値基準がありますので、二面の作成前に本書のP17をご覧ください。 「三郷市景観計画運用指針」の67ページでもご確認いただけます。							割 合 単 位 (%)							
										第 三 立 面	(外壁、破風、等)					
												☐ 有 ☐ 無				
												根				
												(外壁、破風、等)				
	第 四 立 面	区		分				割 合 単 位 (%)								
		彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)		色相	明度	彩度									
				屋根												
				壁等(外壁、破風、ドア等)												
付帯広告物		☐ 有 ☐ 無														
彩色が施されていない部分	素 材 名	屋根														
		壁等														
行為の期間		着手予定日	令和7年6月 1日		完了予定日	令和7年10月31日										

備考

- 1 該当する□内に、レ印を付すこと。
- 2 彩色が施されている部分については基調色についての記載をすること。
- 3 彩色が施されていない部分の素材名の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材が、着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート等の場合にその素材名を記載すること。
- 4 割合については屋根、壁等をそれぞれ別に計算した数値を記載すること。
- 5 陸屋根の場合にあっては屋根については第一立面の欄に記載し、割合については上からの見付け面積から計算した数値を記載すること。

(三面)
配慮事項説明

		項目	配慮事項
■建築物等	①配置 P 3 1	周辺の景観資源について	神社の鳥居と樹木が見える配置とする。
		ゆとりスペース又は、まち並みの連続性について	道路及び隣地からの空きを十分に確保する。
	②高さ・規模 P 3 5	高さの連続性について	周辺住宅から突出しない高さとする。
		大きさについて	壁面を分節する。 低層部より上層部を小さくする。
	③外壁 P 3 7	圧迫感について	周辺住宅と同規模で分節する。 色彩による分節を行う。
		反射について	反射の少ない塗装とする。
	④屋根・屋上 P 3 9	形態及び意匠の周辺との調和について	周辺住宅と合わせ緩やかな勾配の寄棟屋根とする。
	⑤バルコニー等 P 4 1	手摺部の建物等本体との調和について	建築物本体と調和した形態・意匠とし、低層階は物干しが見えにくくなるように透過性の低い材料を用いる。
		設備機器類の配置について	エアコン室外機を床置きとし、物干しは手摺内側に設置して歩行者から見えにくくする。
	⑥屋外階段 P 4 3	建築物等本体との調和について	建物本体と色彩を合わせる。
	⑦建築物等緑化 P 4 5	屋上及び壁面の緑化について	壁面の一部に緑化パネルを使用する。
	⑧付帯設備類 P 4 7	設備機器の配置について	雨どいの色彩は外壁と合わせる。AC 室外機、キュービクルは歩行者から見えにくい位置に設置し、緑化やルーバーで囲い目立たなくさせる。
	⑨外構と緑化 (敷地内) P 4 9	緑化の連続性について	隣地生垣との植栽の連続性を確保する。
		隣地への影響について	日陰・落葉に配慮した低木のみとする。
		植栽の色彩について	四季を感じられる樹種を選定する。
		舗装面について	一部に緑化ブロックを用いる。コンクリート目地はデザインを工夫し、芝による緑化を行う。
	⑩色彩 P 6 7	—	二面に記載
	⑪付帯広告物 P 5 3	広告物のデザインについて	突出し広告も壁面広告も設置しない。
	⑫付帯施設 P 5 5	駐車場、ごみ置き場等について	駐車場・駐輪場は建築物本体と調和した色彩とし、周囲に植栽を施す。ごみ置き場はゴミストッカーを設置し、周囲に植栽を施す。
	⑬夜間照明 P 5 7	周辺への影響について	過度な設置はしない。
		夜間景観について	ライトアップは行わない。

(四面)

	項目	配慮事項
■開発行為 (切土、盛土の高さ、 法面・擁壁の勾配、 緑化) P 5 9	高さ及び勾配について	盛土高さは50cm以下とし、緩やかな勾配とする。
	緑化について	三面参照。
■土地の形質の変更 P 6 1	高さ及び勾配について	
	緑化について	
	塀、柵等の周辺の景観との調和について	
■木竹の植栽又は伐採 P 6 3	保全又は移植について	
	周辺の緑との連続性又は生物の生息、四季の変化等について	
	伐採規模について	
■屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積 (配置、高さ、 積み上げ方、緑化、遮蔽) P 6 5	出入口の幅について	
	高さについて	

三郷市景観計画 事前協議書に添付する図面等

●事前協議に必要な添付図書

行為の種類	図面	縮尺	備考
すべてに共通	案内図	—	計画地を朱書きで囲って下さい。なお、土地の区域が不明確な場合は公図の写し等を添付してください。
	周辺写真 (一戸建ての住宅は不要)	—	計画地を含めた周囲の風景が分かるカラー写真を2枚以上添付し、計画地を朱書きで囲って下さい。
①建築物の建築 又は ②工作物の建設	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示し、敷地に接する道路の位置、幅員、敷地境界線を明示して下さい。 配置及び形状、設備機器、外溝と緑化に対する配慮事項がわかるようにして下さい。
	立面図	1/100 以上	4面以上で屋根、外壁等の色彩を表示して下さい。 (着色及びマンセル値表示) 強調色を使用する場合は面積表を作成して下さい。
	完成予想図 (一戸建ての住宅は不要)	—	目線の高さで作成したパース図等として下さい。 外構(ブロック・フェンス、舗装等)と緑化も含めて敷地内の状況がわかるように作成してください。 パース図が作成できない場合は、外構と緑化の状況がわかる立面図を作成してください。
③開発行為	土地利用計画図	1/100 以上	周辺の景観との調和、緑化への配慮事項がわかるようにして下さい。
	断面図	1/100 以上	2面以上で切土・盛土の高さや法面・擁壁勾配を明示して下さい。 フェンスやブロック等の高さを明示して下さい。
④土地の形質の変更	土地利用計画図	1/100 以上	周辺の景観との調和、緑化への配慮事項がわかるようにして下さい。
	断面図	1/100 以上	2面以上で切土・盛土の高さや法面・擁壁勾配を明示して下さい。 フェンスやブロック等の高さを明示して下さい。
⑤木竹の植栽 又は伐採	計画図	1/100 以上	植栽にあつては樹種とその配置を明示して下さい。 周辺の緑との連続性への配慮事項がわかるようにして下さい。 伐採にあつてはその範囲を明示して下さい。
⑥屋外における 物件の堆積	土地利用計画図	1/100 以上	出入り口の幅、堆積物の配置を明示して下さい。
	断面図	1/100 以上	2面以上で堆積物及び障壁等の高さを明示して下さい。
	立面図	1/100 以上	4面以上で生垣・障壁等の色彩を表示して下さい。 (着色及び障壁等についてはマンセル値表示)

※ 備考

1. 景観計画に定められている内容に照らして、必要な事項について記載して下さい。
2. 提出者が法人である場合には、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載して下さい。

また、住所は事務所の所在地を記載して下さい。

3. 協議を代理者が行う場合には、委任状を添付して下さい。(委任状の様式は任意)

(2) 協議書の体裁

協議書は正・副各一部で、図面等はA4版に折り込み、左綴じとして下さい。

うち1通は適合確認書に添付してお返しします。

(3) 協議先

三郷市役所 都市デザイン課 都市景観係 TEL 048-930-7740 FAX 048-953-8981
〒341-8501 埼玉県三郷市花和田 648 番地 1

色彩の算定手順

概要

- 三郷市の色彩の種類には「基調色」「強調色」「彩色が施されていない部分」の3種類があります。
- 「基調色」「強調色」の基準は、景観計画区域（重点地区以外）と重点地区で基準が異なります。
- 「強調色」は部分的に使用できますが、その割合は各区域（ゾーン、拠点）によって異なります。
- 色彩面積の計算の際は、各立面（第一立面～第四立面）ごとに『屋根』と『壁等』に分けて計算を行ってください。

手順1-A 三郷市計画計画区域図（1ページ）で次のことを確認してください。

■景観計画区域（重点地区以外） □「重点地区」

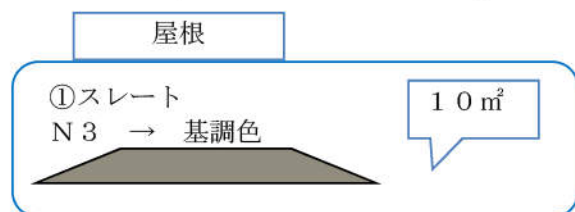
手順1-B 三郷市計画計画区域図（1ページ）で次のことを確認してください。

□まちなみ景観ゾーン □ゆとり景観ゾーン ■ときめき景観ゾーン □駅景観拠点

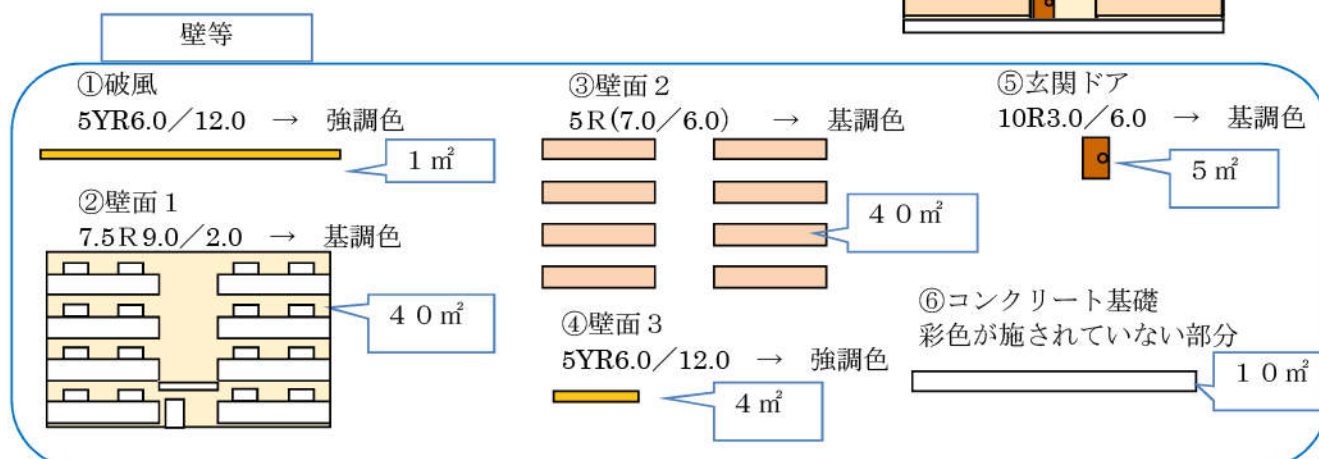
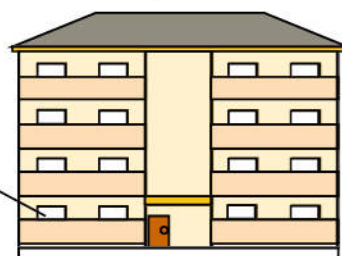
手順2-A 『屋根』の色が「基調色」か「強調色」か確認してください。『屋根』の「基調色」とは下記の表の数値内（マンセル値）の条件を満たす色をいいます。

手順2-B 『壁等』の色が「基調色」か「強調色」か確認してください。『壁等』の「基調色」とは下記の表の数値内（マンセル値）の条件を満たす色をいいます。破風・ドアは『壁等』としてみなし、コンクリート基礎は「彩色が施されていない部分」としてみなします。

	基調色		強調色		彩色が施されていない部分	
	屋根	壁等 (外壁、破風、ドア等)	屋根	壁等	屋根	壁等
R (赤) YR (橙) Y (黄)	明度が2～6 かつ 彩度が4以下	明度が2～9 かつ 彩度が6以下 (重点地区は彩度4以下)	基調色に 該当しない 色彩		(例) 茅葺	(例) コンクリート 基礎
GY (黄緑) G (緑) BG (青緑) B (青) PB (青紫) P (紫) RP (赤紫)	明度が2～6 かつ 彩度が2以下	明度が2～9 かつ 彩度が2以下				
N (無彩色)	明度が2～6 (彩度はありません)	明度が2～9 (彩度はありません)				



窓ガラスなどの透明な部分は面積には含めません。



手順3 手順2で「強調色」があった場合は手順4に進んでください。「強調色」がなかった場合は手順6へ進んでください。

手順4 「強調色」は一部分にだけ用いることができます。「強調色」を用いている場合は、面積計算を行い、各立面の『屋根』『壁等』それぞれが下表の条件を満たしているか確認を行ってください。条件を満たしていない場合は、色彩の見直しを行ってください。なお、窓ガラスなどの透明な部分は面積には含めません。

	「基調色」＋「彩色が施されていない部分」の面積割合	強調色の面積割合
まちなみ景観ゾーン	85%以上	15%未満
ゆとり景観ゾーン	85%以上	15%未満
ときめき景観ゾーン	80%以上	20%未満
駅景観拠点	80%以上	20%未満

屋根の「基調色」＋「彩色が施されていない部分」の割合

$$= \frac{\text{①(基)}}{\text{①(基)}} \times 100$$

$$= \frac{10\text{m}^2}{10\text{m}^2} \times 100 = 100\% > 80\% \text{ (ときめき景観ゾーンの場合)} \rightarrow \text{OK!}$$

壁等の「基調色」＋「彩色が施されていない部分」の割合

$$= \frac{\text{②(基)} + \text{③(基)} + \text{⑤(基)} + \text{⑥(彩色が施されていない部分)}}{\text{①(強)} + \text{②(基)} + \text{③(基)} + \text{④(強)} + \text{⑤(基)} + \text{⑥(彩色が施されていない部分)}} \times 100$$

$$= \frac{40 + 40 + 5 + 10}{1 + 40 + 40 + 4 + 5 + 10} \times 100 = 95\% > 80\% \text{ (ときめき景観ゾーンの場合)} \rightarrow \text{OK!}$$

手順5 一部に「強調色」を用いている場合は手順4で計算した面積計算表を「三郷市景観計画事前協議書」に添付してください。（「基調色」しか使用しない場合は添付は不要です。）

（面積計算表 作成例）

	箇所	色彩		面積 (㎡)	割合 (%)
屋根	スレート	N 3. 0	基調色	10	100
	合計			10	100
壁等	破風	5 Y R 6. 0 / 1 2. 0	強調色	1	1
	壁面 1	7. 5 R 9. 0 / 2. 0	基調色	40	40
	壁面 2	5 R 7. 0 / 6. 0	基調色	40	40
	壁面 3	5 Y R 6. 0 / 1 2. 0	強調色	4	4
	玄関ドア	1 0 R 3. 0 / 6. 0	基調色	5	5
	コンクリート基礎	彩色が施されていない部分		10	10
	合計			100	100

屋根 基調色合計 100% > 80% (ときめき景観ゾーン) OK!

壁等 基調色合計 95% > 80% (ときめき景観ゾーン) OK!

手順6 三郷市景観計画事前協議書記載例（11～15ページ）を参考に二面を作成してください。二面には「基調色」と「色彩の施されていない部分」についてのみ記述します。（「強調色」については記述しません。）従って、『壁等』については“壁面1”“壁面2”“玄関ドア”“コンクリート基礎”についてのみ記述し、“破風”“壁面3”については記述しません。

なお、強調色を用いない場合は、各色彩の面積割合は概ねでOKです。

図面作成要領

方針：歩行者視点（主に道路からの視点）で配慮をお願いします。良い景観とは、見たいものが見える状態をいいます。即ち、良い景観づくりとは、見たいものを魅せ、見たくないものを見えにくくするように配慮をすることです。

	良い景観づくりのポイントと図面の意味	図面作成のポイント
案内図	周辺が農地なのか住宅なのか、川沿いなのか、周辺の景観資源はどうかなどを判断するために添付します。	
周辺写真	周辺との調和が図られているかどうか判断するために添付します。主に、敷地内と隣接している敷地（道路、隣地）の状況がどうなっているか判断するために添付します。	写真撮影のポイントについてはP 22をご覧ください。
配置図	⑧付帯設備類（AC室外機、給湯器、キュービクル、タンク等）は道路側を極力外し、道路側に設置する場合はその手前に緑化やルーバー等で見えにくくなる工夫をしてください。屋上設備を設置する場合は、道路側から直接見えにくい配置とするかルーバー等により遮蔽を行ってください。	付帯設備類（AC室外機、給湯器、キュービクル、タンク等）の位置を明示してください。屋上設備を設置する場合は、屋上設備の配置がわかるようにしてください。場合によっては屋上平面図を添付していただく場合があります。
	⑨ブロック・フェンスは無機質なものを避け、生垣や化粧ブロック等としてください。舗装は一部に芝や緑化ブロック等を用いてください。目地はデザインを工夫し、ゴム目地ではなく芝や緑化ブロック、化粧ブロック等を用いてください。	敷地内の状況がイメージできるようにブロック・フェンスや舗装（土間コンクリート、透水性舗装等）、緑化（芝、樹木の配置等）の状況を明示してください。緑化計画図がある場合は添付してください。
	⑫駐車場や駐輪場、ごみ置き場を設ける場合は見えにくくなるような配置とするか修景（ゴミストッカー、植栽等）を行ってください。	駐車場や駐輪場、ごみ置き場の位置・規模（平置き、化粧CB5段等）を明示してください。
立面図	④ 外壁には、反射の少ない塗装を使用してください。（特に明度が2.5～8.5以外のものを使用する場合）	
	⑤バルコニーが歩行者から見える位置にある場合は、AC室外機を床置きにしたり、洗濯物干しを手摺の内側に設けるなど、見えにくい配慮をお願いします。	バルコニー内のAC室外機の位置、洗濯物干しの設置位置を明示してください。
	⑩色彩は、良好な景観を保全・創出できるような色彩を使用してください。 三郷市の色彩には「基調色」「強調色」「彩色が施されていない部分」の3種類があります。「強調色」は部分的に使用できますが、使用する場合は周囲との調和に十分配慮してください。詳しくは、P 17をご覧ください。	立面図に着色し、マンセル記号を明示してください。 『屋根』及び『壁等』の一部に「強調色」を使用する場合は、面積計算表の添付をお願いしています。なお、破風やドアについては『壁等』として取り扱います。詳しくはP 17、18をご覧ください。
	⑪付帯広告物は突き出し広告を避け、建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮してください。	付帯広告物に着色し、マンセル値を表示してください。
完成予想図	歩行者から敷地全体がどのように見えるか確認するために添付します。	建築物やブロック・フェンス、舗装、緑化等の状況がわかるようにパース図を作成してください。 パース図が作成できない場合は、道路に面する立面図にブロック・フェンス、緑化、設備機器類（AC室外機、給湯器、キュービクル、タンク等）を盛り込み、完成予想図用立面図を作成してください。

写真撮影の留意点（事前協議書に添付する場合）

●写真は2枚以上撮影して下さい。

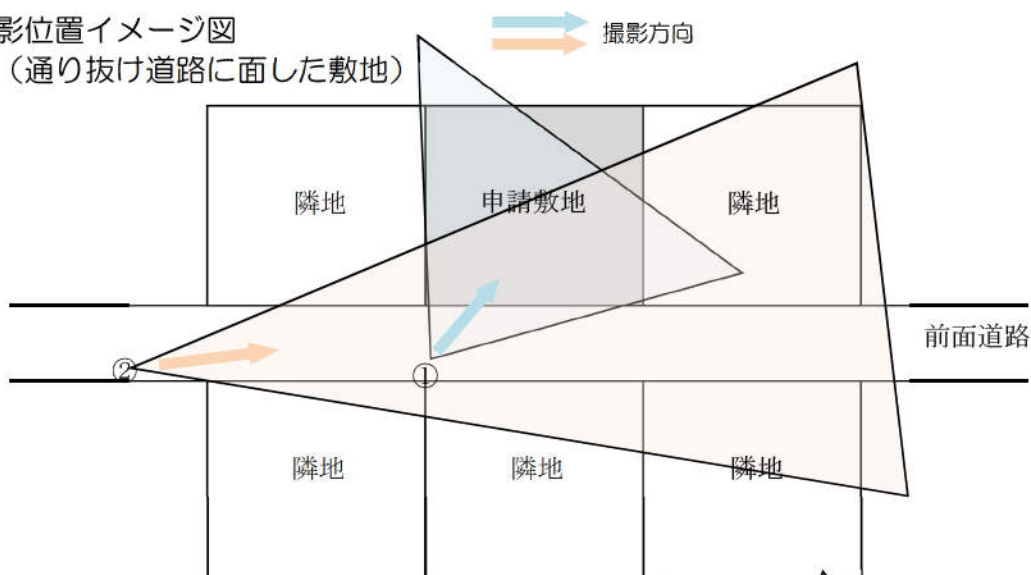
- ① 敷地の概ね全体が写る位置から撮影してください。
- ② 隣地の状況がわかるように撮影してください。

※付帯広告物がある場合は付帯広告物の位置、大きさがわかるように撮影してください。

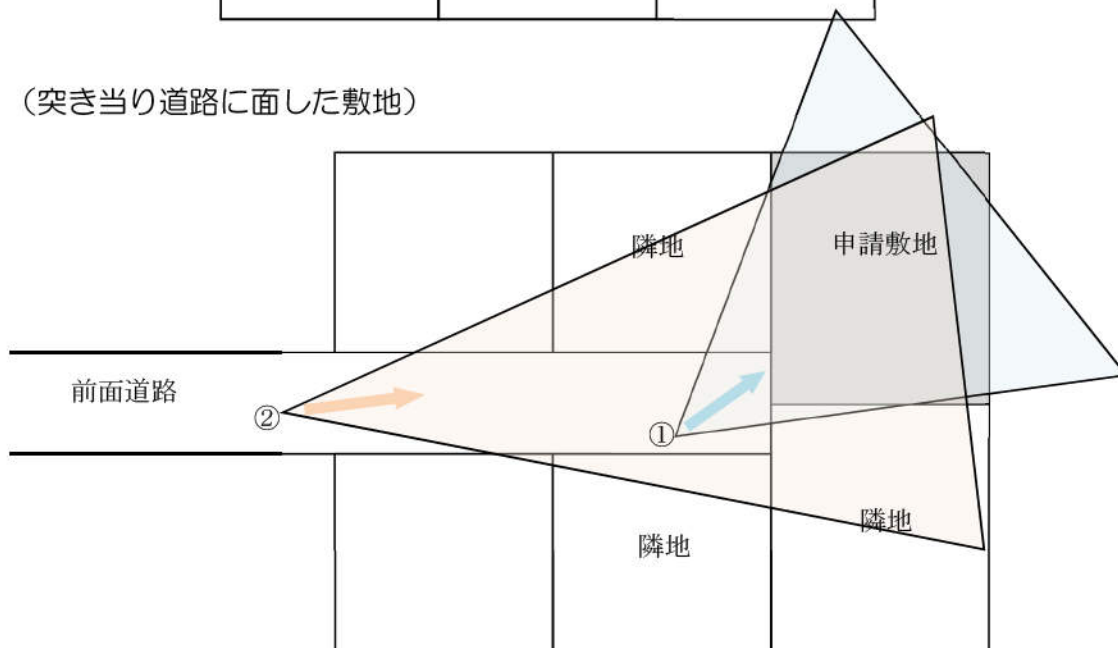
※敷地形状や前面道路の位置の関係等で一枚で収まらない場合は、複数枚撮影することで敷地及び近隣の状況がわかるようにして下さい。

撮影位置イメージ図

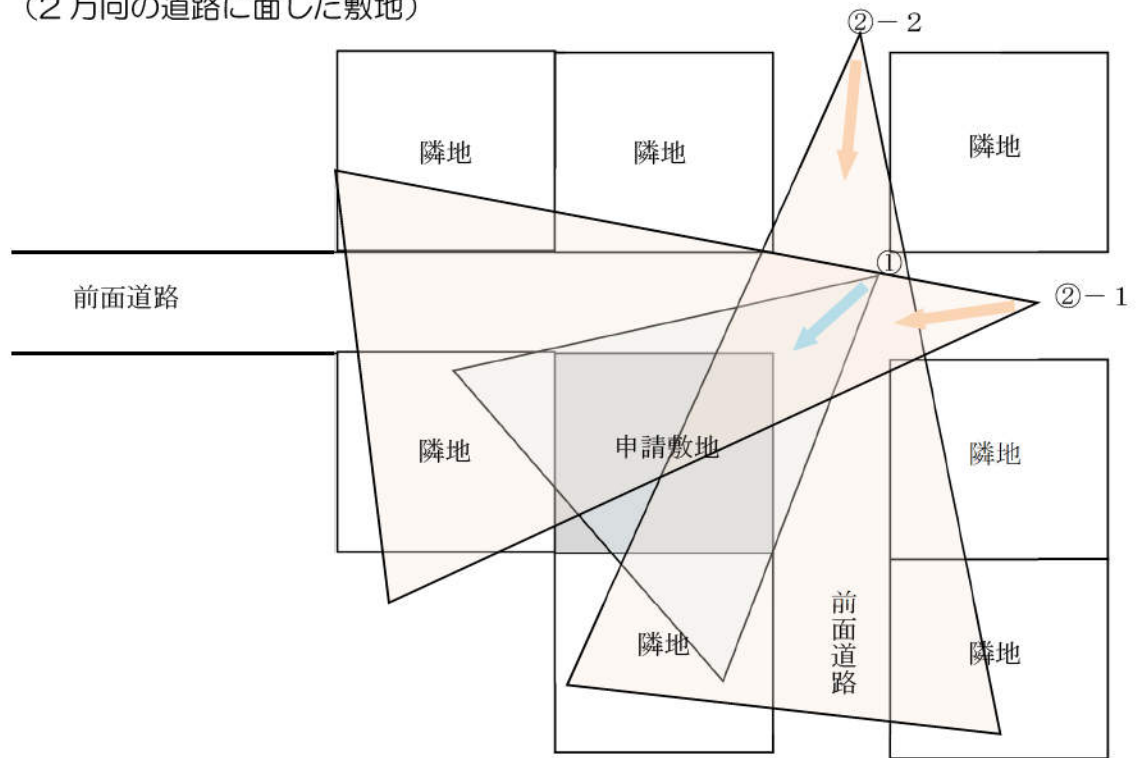
（通り抜け道路に面した敷地）



（突き当り道路に面した敷地）



(2 方向の道路に面した敷地)



三郷市景観計画 法定届出書 記載例（一戸建ての住宅以外）

様式第3号（第9条関係）

（一面）

三郷市景観計画法法定届出（通知）書

三郷市長 あて		令和 7年 5月 1日	
届出者 住 所 埼玉県三郷市東町2011 氏 名 東 ちよ 連絡先 048 (930) 7740			
景観法第16条第1項（第5項）の規定により、次のとおり届け出ます。 この届出書及び添付図書に記載した事項は、事実と相違ありません。			
行 為 の 場 所	区域の別	☒ 景観計画区域 ☒ ときめき景観ゾーン ☐ まちなみ景観ゾーン ☐ ゆとり景観ゾーン ☐ 駅景観拠点 ☐ みず・みどり景観ゾーン ☐ ☐ 重点地区 ☐ 新三郷ららシティ地区 ☐ 三郷中央駅地区	
	地名地番	三郷市中央〇丁目〇番〇	
行 為 の 種 類	☒ 建 築 物	☒ 三郷市開発事業等の手続に関する条例に規定する開発事業の敷地内	
		区分	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更
		用途	共同住宅 敷地面積 620 m ² 高さ 13 m 構造及び階数 鉄骨造 4階 建築面積 250 m ² 延べ床面積 1000 m ²
		敷地面積	620 m ² 建築面積 250 m ² 延べ床面積 1000 m ²
	☐ 工 作 物	区分	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更
		用途	高さ m 築造面積 m ²
	☒ 開発行為	行為の目的	
		建築物の新築	
敷地面積 620 m ²			
☐ 土地の形質の変更	塀、柵その他の遮へい物の構造		
☐ 木竹の植栽又は伐採	遮へい物高さ m		
☐ 物件の堆積			
☐ その他	☐ 長期優良住宅 ☐		

【担当者連絡先】

氏名	塙建築株式会社 担当者：塙 宅郎
電話	048 (953) 1111 090-XXXX-XXXX
FAX	048 (953) 8981
E-mail	hanawa_takurou@hanawakenchiku.co.jp

※審査中、内容によっては書面での協議を行う場合があります。

(二面)

行	建	第一立面	区 分				割 合 単位(%)					
			彩色が施され	色 彩	色相	明度		彩度				
					屋根							
					壁等(外							
為	築	物	第二立面	「事前協議書」ではなく必ず 「法定届出書」を使用してく ださい。 事前協議時と変更点がなけれ ば記載は不要です。 ただし、次の項目は記入して ください。 1. 着手予定日 (二面) 2. 完了予定日 (二面) 3. 適合確認書 (二面)					割 合 単位(%)			
									の	工	作	物
種	物	件	の	堆	積	第四立面	ている部分 (マンセル値) 壁、ドア 破風等) 付 帯 広 告 物 ☐ 有 ☐ 無 彩色が施され ていない部分 素 材 名 屋根 壁等					
												行為の期間
適合確認書	令和7年4月28日	三都景事収	第 〇〇 号									

備考

- 1 該当する□内に、レ印を付すこと。
- 2 彩色が施されている部分については基調色についての記載をすること。
- 3 彩色が施されていない部分の素材名の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材が、着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート等の場合にその素材名を記載すること。
- 4 割合については屋根、壁等をそれぞれ別に計算した数値を記載すること。
- 5 陸屋根の場合にあつては屋根については第一立面の欄に記載し、割合については上からの見付け面積から計算した数値を記載すること。

配慮事項説明

		項目	配慮事項
■建築物等	①配置	周辺の景観資源について	
		ゆとりスペース又は、まち並みの連続性について	
	③ 高さ・規模	事前協議時と変更点がなければ記載は不要。	
	④ 外壁	反射について	
	⑤ 屋根・屋上	形態及び意匠の周辺との調和について	
	⑥ バルコニー等	手摺部の建物等本体との調和について	
		設備機器類の配置について	
	⑦ 屋外階段	建築物等本体との調和について	
	⑧ 建築物等緑化	屋上及び壁面の緑化について	
	⑨ 付帯設備類	設備機器の配置について	
	⑨外構と緑化 (敷地内)	緑化の連続性について	
		隣地への影響について	
		植栽の色彩について	
		舗装面について	
	⑩ 色彩	—	二面に記載
	⑪ 付帯広告物	広告物のデザインについて	
	⑫ 付帯施設	駐車場、ごみ置き場等について	
	⑬ 夜間照明	周辺への影響について	
		夜間景観について	

(四面)

	項目	配慮事項
■開発行為 (切土、盛土の高さ、 法面・擁壁の勾配、 緑化)	高さ及び勾配について	
	緑化について	
■土地の形質の変更	事前協議時と変更点がなければ記載は不要。	
	いて	
■木竹の植栽又は伐採	保全又は移植について	
	周辺の緑との連続性又は生物の生息、四季の変化等について	
	伐採規模について	
■屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積 (配置、高さ、 積み上げ方、緑化、遮 へい)	出入口の幅について	
	高さについて	

三郷市景観計画 法定届出書に添付する図面等

●法定届出（通知）書に必要な添付図書

（但し、事前協議において提出した図書と変更がない図書については、**適合確認書の写しを添付すること**で省略可）

行為の種類	図面	縮尺	備考
すべてに共通	案内図	—	計画地を朱書きで囲って下さい。なお、土地の区域が不明確な場合は公図の写し等を添付してください。
	周辺写真	—	計画地を含めた周囲の風景が分かるカラー写真を2枚以上添付し、計画地を朱書きで囲って下さい。
①建築物の建築 又は ②工作物の建設	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示し、敷地に接する道路の位置、幅員、敷地境界線を明示して下さい。 配置及び形状、設備機器、外溝と緑化に対する配慮事項がわかるようにして下さい。
	立面図	1/100 以上	4面以上で屋根、外壁等の色彩を表示して下さい。 (着色及びマンセル値表示) 強調色を使用する場合は面積表を作成して下さい。
	完成予想図	—	目線の高さで作成したパース図等として下さい。外構(ブロック・フェンスや緑化、舗装等)と緑化も含めて敷地内の状況がわかるように作成してください。パース図が作成できない場合は、外構と緑化の状況がわかる立面図を作成してください。
③開発行為	土地利用計画図	1/100 以上	周辺の景観との調和、緑化への配慮事項がわかるようにして下さい。
	断面図	1/100 以上	2面以上で切土・盛土の高さや法面・擁壁勾配を明示して下さい。 フェンスやブロック等の高さを明示して下さい。
⑤ 土地の形質 の 変更	土地利用計画図	1/100 以上	周辺の景観との調和、緑化への配慮事項がわかるようにして下さい。
	断面図	1/100 以上	2面以上で切土・盛土の高さや法面・擁壁勾配を明示して下さい。 フェンスやブロック等の高さを明示して下さい。
⑤木竹の植栽 又は伐採	計画図	1/100 以上	植栽にあつては樹種とその配置を明示して下さい。 周辺の緑との連続性への配慮事項がわかるようにして下さい。 伐採にあつてはその範囲を明示して下さい。
⑥屋外における 物件の堆積	土地利用計画図	1/100 以上	出入り口の幅、堆積物の配置を明示して下さい。
	断面図	1/100 以上	2面以上で堆積物及び障壁等の高さを明示して下さい。
	立面図	1/100 以上	4面以上で生垣・障壁等の色彩を表示して下さい。 (着色及び障壁等についてはマンセル値表示)

※ 備考

1. 景観計画に定められている内容に照らして、必要な事項について記載して下さい。
2. 提出者が法人である場合には、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載して下さい。

また、住所は事務所の所在地を記載して下さい。

3. 届出を代理者が行う場合には、**委任状**を添付して下さい。(委任状の様式は任意)

(2) 法定届出書の体裁

法定届出書は正・副各一部で、図面等はA4版に折り込み、左綴じとして下さい。

うち1通は適合通知書に添付してお返しします。

(3) 届出先

三郷市役所 都市デザイン課 都市景観係 TEL 048-930-7740 FAX 048-953-8981
〒341-8501 埼玉県三郷市花和田 648 番地 1

三郷市景観計画 完了届出書 記載例及び添付書類

様式第7号(第13条関係)

三郷市景観計画行為完了届出書

三郷市長 あて		令和 7年11月 1日	
届出者 住 所		埼玉県三郷市東町2011	
氏 名		東 ちよ	
連絡先		048(930)7740	
三郷市景観条例第21条第1項の規定により、法定届出行為に係る行為が完了したので、関係図書を添付して届け出ます。			
施 工 者	住 所	埼玉県三郷市戸ヶ崎3310	
	氏 名	戸賀崎 道大	
	連絡先	048(953)8981	
行 為 の 場 所	地名地番	三郷市中央〇丁目〇番〇	
三郷市景観計画適合通知書 年 月 日 及 び 番 号	令和 7年 5月15日 三都景法収 第 〇〇 号		
行 為 の 種 類	☒ 建築物	☒ 新築	☐ 増築
	☐ 工作物	☐ 新設	☐ 改築 ☐ 外観の変更
	☐ 移転		
	☐ 開発行為 ☐ 土地の形質の変更		
	☐ 木竹の植栽又は伐採 ☐ 物件の堆積		
	☒ その他	☒ 長期優良住宅	☐
行 為 の 完 了 日	令和 7年 10月31日		

記入しようとしている番号が「三都景事収」ではなく、「三都景法収」になっていることを確認してください。

※ 備考

1. 提出は一部としてください。
2. 施工後の写真（外構状況、周辺状況を含む）を添付してください。
3. 届出を代理者が行う場合には、委任状を添付してください。

【担当者連絡先】

氏名	塙建築株式会社 担当者：塙 宅郎
電話	048(953)1111 090-XXXX-XXXX
FAX	048(953)8981
E-mail	hanawa_takurou@hanawakenchiku.co.jp

写真撮影の留意点

- ・建築物の一部だけでなく、全体の色彩が判別できるか。（主に道路側からの撮影でOK）
- ・外構や緑化の状況が判別できるか。（主に道路側からの撮影でOK）
- ・付帯広告物がある場合は、付帯広告物の位置、大きさが判別できるか。